

第4節 介護保険

平成12年4月から導入された介護保険制度に対して、保険者、事業者、施設等の適正な事業運営を図るため下記事項を実施した。

1 石川県介護保険事務市町(保険者)支援

- ・介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、知事が介護保険法第5条、第197条第1項及び地方自治法第245条の4の規定に基づき実施
- ・石川県介護保険事務市町(保険者)支援要綱に基づき、平成21年10月、管内1町(川北町)の現地指導に協力、他に小松市と能美市の書面審査にも協力した。

2 介護保険施設等実地指導

石川県介護保険施設等指導監査要綱及び介護保険施設等指導要綱に基づき実施している。

平成21年度は、10法人、計11施設に実施した。

介護老人福祉施設： 2ヶ所

介護老人保健施設： 6ヶ所

介護療養型医療施設： 3ヶ所

監査対象サービスの内訳(重複あり)

サービス事業区分	件数
通所介護	1
通所リハビリ	7
短期入所生活介護	0
短期入所療養介護	1
居宅介護支援	4
介護予防通所介護	1
介護予防通所リハビリ	7
介護予防短期入所生活介護	0
介護予防短期入所療養介護	1
小計	22
介護老人福祉施設	2
介護老人保健施設	6
介護療養型医療施設	3
小計	11
総計	33

3 研 修

介護認定審査会における要介護認定が、公平・公正かつ適切に実施されることを目的として、県が開催する研修に参加、協力した。

(1) 認定調査員(現任)研修

(2) 介護認定審査会委員研修